

佐賀県青少年育成県民会議永年賛助会員感謝状贈呈要綱

平成19年10月30日

理事会決定

平成20年10月28日

理事会決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐賀県青少年育成県民会議の趣旨に賛同し、賛助会員として特別の援助・協力をいただいた方に感謝の意を表し、その労に報いるため感謝状を贈呈するものとする。

(贈呈対象)

第2条 感謝状は、賛助会員として会費を納入していただいた方で、企業・団体は20年、30年、40年をそれぞれ超えたときに贈呈する。
また、個人については15年を超えたときに贈呈するものとする。

(贈呈の方法)

第3条 感謝状は、佐賀県青少年育成県民会議の名において行い、感謝状を贈呈する。

(実施細目)

第4条 この要綱に基づく感謝状贈呈の実施に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(付則)

1 この要綱は、平成19年10月30日から施行する。

(付則)

1 この要綱は、平成20年10月28日から施行する。